

公 告

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部長
伊 藤 浩 之

一般競争入札について、以下のとおり公告する。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単位	数量	再エネ比率	備考
自衛隊山梨地方協力本部 巨摩募集案内所で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	100%	1 契約容量 従量 電灯B：30A 2 予定使用電力量 4,000kWh
自衛隊山梨地方協力本部 巨摩募集案内所で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	60%以上	同 上
自衛隊山梨地方協力本部 巨摩募集案内所で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	30%以上	同 上
自衛隊山梨地方協力本部 巨摩募集案内所で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	設定なし	同 上

(2) 需給場所：自衛隊山梨地方協力本部巨摩募集案内所（山梨県南アルプス市桃園611-2）

(3) 需給期間：令和7年4月1日0：00から令和8年3月31日23：59：59

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級が「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。若しくは、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、電気事業法の第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けていること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき契約担当官等が定める入札参加資格として、二酸化炭素炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組みに関し「適合証明書」の入札適合条件を満たすこと。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (9) 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の基準を満たす「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」を提出したものであること。
- (10) 「RE100 THCNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率が前項第1号に示すとおりであること。

- 3 入札条項を示す場所
自衛隊山梨地方協力本部総務課

- 4 入札（現場）説明会
実施しない。ただし、現地確認等が必要な場合は、個別に対応する。

- 5 事前提出資料
入札参加希望者は、令和7年3月10日（月）17時00分までに下記に示す書類を提出すること。

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき登録小売電気事業者としての届け出を行っていることを証明する書類の写し（ただし、電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般事業者としての許可を得ている者については許可書の提出は不要）
- (3) 「適合証明書」（二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件等に変更があった場合には、変更後の条件等による。）
- (4) 「特定電源割当計画書」

- 6 入札日時及び場所

- (1) 日 時：令和7年3月13日（木）15時00分～
- (2) 場 所：甲府合同庁舎2階 共用会議室

- 7 入札条件

- (1) 当方所定の入札書を使用すること。
- (2) 入札金額
 - ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用定予定電力量に対する単価（季節・時間帯等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数第2位までとする。）
 - イ 落札の決定は、当本部が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札単価に従って計算した総額で行うので、当該総額を上記の単価と併せて記載すること。
 - ウ 入札価格の算定にあたっては、力量割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 落札決定方法

- (1) 当方所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- 9 保証金

- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約保証金：免除とする。

- 10 違約金等

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「予定価格×単価」）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

- 11 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 第5項に示す提出書類を提出していない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び印影が識別し難い場合

- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書を無効とする。
- (5) 電報、電話、FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約金額が150万円以上の場合は契約書を、50万円以上150万円未満の場合は請書を、「陸上自衛隊標準契約書」の様式により作成し提出する。

13 その他

- (1) 仕様書・入札関係書類は、自衛隊山梨地方協力本部総務課で交付する。
- (2) 本件入札においては、郵便入札を可とする。
郵便入札により参加する場合は、3月12日（水）17時00分を期限とする。入札書を封筒に入れ、会社名、入札日時、件名、再エネ比率及び「入札書在中」（朱書き）により明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (3) 代表者以外の者が入札する場合は、入札開始前までに「委任状」を提出すること。
- (4) 本入札では、当初、再エネ比率「100%」における開札を実施し、落札者が決定しない場合は、順次、再エネ比率「60%以上」、再エネ比率「30%以上」、再エネ比率「設定なし」の開札を実施する。
- (5) 再度入札は、初度入札で郵便による入札がない場合はその場で直ちに、ある場合は官側から通知する。
- (6) 契約締結に当たっては、契約相手方は、分任契約担当官 自衛隊山梨地方協力本部長とする。
- (7) 入札及び契約に関する問い合わせ先
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-10 甲府合同庁舎2F
自衛隊山梨地方協力本部会計班 担当：熊倉
電話：(代) 055-253-1591

14 適用する契約条項

会計法第29条の3第1項